

笛吹市職員のソーシャルメディア利用に関するガイドライン

1. ガイドラインの必要性及び目的

SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)やブログに代表されるソーシャルメディアは、今や生活に欠かすことのできない情報伝達手段となり、社会的に大きな影響力を持つようになってきました。また、スマートフォンの普及と相まって、場所と時間を問わない気軽な情報の発信が活発化しています。

一方で、ソーシャルメディアに関する重大な問題も発生しており、発信する情報が不正確であったり、法令や公序良俗に反したり、更には意図せずして閲覧者の感情を害する場合があります。このような事例は、市政に対して想定しない影響を及ぼす場合があります、ソーシャルメディアを安全に利用するためには、その特性を十分に理解し、リスク対策をしっかりと行わなければなりません。

このガイドラインは、笛吹市職員がソーシャルメディアを利用する際、事前にリスクを回避し、安全に活用するための留意事項を明らかにしたものです。

ソーシャルメディアを業務で利用する際の運用規程は、別途「笛吹市ソーシャルメディア運用規程」において定めています。

2. ガイドラインの適用範囲

このガイドラインは、笛吹市職員としての身分を有する者に対して適用されます。

3. ソーシャルメディアとは

インターネット上のサービスを利用し、情報を発信したり、コミュニケーションをとったりすることができる情報伝達手段をいいます。

代表的なソーシャルメディアとしては、フェイスブック、ツイッター、ラインその他のSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)、ブログ、電子掲示板、動画や写真の共有サイト等が挙げられます。

4. ソーシャルメディアに潜む危険性

- (1) 一旦投稿を行うと、インターネット等のネットワークを通じて世界中に拡散し、発信した内容やアカウントを削除しても第三者によって保存され、半永久的に拡散され続けるおそれがあります。
- (2) ソーシャルメディアの種類によって、セキュリティに関する設定に違いがあり、設定を確認して利用しないと、意図せずに個人情報を公開してしまうおそれがあります。
- (3) 「友達」等の特定の利用者に限定した投稿であったとしても、その利用者が内容を転載し、更に第三者が引用する等により、拡散されるおそれがあります。また、投稿の一部分が切り取られる等により、本人の意図しない形で伝播するおそれがあります。

- (4) 匿名での投稿であっても、過去の投稿等から投稿者又はその所属する組織が特定されるおそれがあります。
- (5) ソーシャルメディアはコミュニケーションを目的としたサービスであるため、人間関係にまつわるトラブルが生じやすいと言えます。
- (6) 匿名性が高いソーシャルメディアでは、なりすましやデマ情報に注意が必要です。パスワードを盗まれてアカウントが乗っ取られるおそれがあります。
- (7) サイバー攻撃の標的となる団体の職員を実名制のソーシャルメディアで調べ上げ、職務内容やパスワード等を入手する「ソーシャル・エンジニアリング」に利用されるおそれがあります。

5. 利用にあたっての基本原則

ソーシャルメディアの利用にあたっての基本的な留意事項は、以下のとおりです。

- (1) 常に公開・引用・記録されることを意識して利用すること。
- (2) 笛吹市職員としての自覚と責任を持つこと。
- (3) 私的な利用で所属又は氏名を明らかにして投稿する場合は、その投稿内容が自らが所属する組織の見解を示すものでない旨を自己紹介欄等であらかじめ断ること。
- (4) 地方公務員法をはじめとする関係法令及び笛吹市セキュリティポリシーを順守すること。
- (5) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に関して十分留意すること。
- (6) 利用するソーシャルメディアの規約、仕組み、設定等を事前に十分に確認すること。
- (7) 複雑なパスワードを設定し、セキュリティを高める設定を利用すること。
- (8) 投稿する前に、情報が正確か、誤解を招かないか、位置情報付与等の機能が意図せず使用されていないかを十分に確認すること。
- (9) 面識のない者からソーシャルメディア上の交流（「友達」関係の形成等）の申し出を受けた場合には、安易に受諾しないこと。
- (10) 自らが投稿した情報により不快又は嫌悪の念を起こさせたり、誤解を生じさせたりした場合には、訂正や謝罪を行うなど誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めること。
- (11) 自らが投稿した情報に関し攻撃的な反応があった場合や、誹謗中傷、その他不快又は嫌悪の念を起こさせるような投稿を受けた場合には、冷静に対応し、無用な議論となることは避けること。
- (12) 「炎上」と呼ばれる、投稿に対して批判や苦情が殺到して收拾がつかない状況になった場合は、原則として一度投稿した記事は削除せず、別途訂正や謝罪等の記事を投稿すること。

(13) 次に掲げる事項は投稿しないこと。

- ①不敬な言い方を含む情報
- ②法令や公序良俗に反する情報
- ③人種、思想、信条等の差別、または差別を助長させる情報
- ④単なる噂や噂を助長させる情報
- ⑤他の利用者に損害を与えようとする情報
- ⑥守秘義務に関する情報や意思形成過程にある情報
- ⑦その他市が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページへのリンク

附則

このガイドラインは、平成26年4月1日から適用します。